

議 事 録

会議の名称	第1回三田市まちづくり基本条例検証委員会
開催の日時	平成29年7月5日(水) 19時00分～20時30分
開催の場所	三田市役所本庁舎6階委員会室
出席した委員の氏名	中瀬委員長、三輪副委員長、金築委員、北原委員、清水委員、久委員、本多委員 (萩倉委員は欠席)
出席した庶務職員の職及び氏名	城下理事、印藤地域戦略室長 田中政策課長、櫻井政策課副課長、藤田政策課係長、志水政策課事務職員
その他出席者	東野経営管理部長、入江市民生活部長、本田行政委員会事務局長、 寺田議会事務局長、江田危機管理担当次長
傍聴者の人数	1人
議 題	(1) 会議録の取扱いについて (2) 三田市まちづくり基本条例の検証について
会議の概要 (結論)	(1) 会議録の取扱いについて確認した。 (2) 市がとりまとめた三田市まちづくり基本条例検証報告書に沿って同条例の施行状況を確認した。
公開・非公開の区分	公開
使用した資料	・次第 ・資料1 会議録の取扱いについて ・資料2 三田市まちづくり基本条例の概要について ・資料3-① 三田市まちづくり基本条例検証報告書について ・資料3-② 三田市まちづくり基本条例検証報告書 ・資料A 委員名簿 ・資料B 三田市まちづくり基本条例(解説付) ・資料C 三田市まちづくり基本条例検証委員会規則 ・資料D 伸びゆく三田 平成24年7月15日号 まちづくり基本条例特集
連絡先	地域戦略室政策課 電話(079)559-5038 内線(2212)

1 開会

- ・印藤室長の司会により開会、配布資料の確認等
- ・森市長から開会あいさつ

2 委員紹介

- ・印藤室長より配布による委嘱状の案内と、名簿順に各委員の紹介

3 座長の選出

- ・市民委員より委員長に中瀬委員を提案(委員一同、了承)

- ・事務局より副委員長に三輪委員を提案（委員一同、了承）

4 議事

- ・三田市まちづくり基本条例検証委員会規則第3条第1項の規定により、委員長が議事を進行

(1) 会議録の取扱いについて

＜事務局から資料1に基づき説明＞

委員長：発言者名の記載について、慣例に従って「委員長」、「副委員長」、「委員」と表記する案が説明されたが、いかがか。

市民委員：氏名を表記する方が良い。

団体委員：慣例に従う方が良い。この委員会だけ異なる運用を行う必要はないと思う。

学識委員：自由闊達な議論に配慮する観点から、個人を特定するのではなく、「委員長」、「学識委員」、「団体委員」、「市民委員」と表記してはどうか。

委員長：ただ今の意見はいかがか。（異議なし）

それでは、「委員長」、「学識委員」、「団体委員」、「市民委員」と表記することとする。

(2) 三田市まちづくり基本条例の検証について

＜事務局から資料2・3に基づき説明＞

市民委員：資料3-② 4ページ「第11条 個人情報の保護」について、個人情報の保護が重視されるあまり、災害時要支援者名簿の登録者の名前等が民生委員・児童委員まで伝わっていない。必要に応じて情報を共有する範囲を拡げることができないか。

その他出席者：避難行動要支援者に関する名簿の提供については、協定書を交わした区・自治会に受け取ってもらっており、協定ができていない区・自治会の民生委員・児童委員にも名簿を提供している。現在、182地区中、167地区まで共有できている。会長と副会長だけではなく、班長レベルまで名簿情報の共有を依頼している。

市民委員：行政から情報共有の範囲を拡げるように促しているということか。

その他出席者：そのとおり。

学識委員：資料3-② 4ページ「第11条 個人情報の保護」の運用上の課題について、第11条の主旨は、個人情報がきちんと保護されているかどうかということであり、共有の妨げになっていることは直接的な課題ではない。ここの記述の主旨は何か。

その他出席者：要支援者に関する名簿の取扱いについて、市としては支援につながるような適切に取り扱っていただきたいが、地域や担当者によっては、個人情報の保護を重視するあまり、十分に活用されていないということである。

学識委員：個人情報の保護に過剰反応しすぎて、本来共有できる情報が共有できていないことが課題である、と書くべきである。この条文は、個人情報の保護ができていないかどうかを検証するものであり、個人情報の保護を気にしすぎて、共有すべき情報が共有できていないということが問題であると修正するべきである。

市民委員：資料3-② 8ページ「第18条 まちづくり提案」の犯罪情報の提供について、携帯電話やスマートフォンに不審者情報等が届くようになっているが、この項目のことか。

その他出席者：指摘は、市の防犯防災メールのことと思われる。

市民委員：事件発生メールは届くが、検挙の情報などを知らせるメールは届かない。この取り組みの評価は「できている」ではなく「できていない」ではないか。また、防犯メールは情報がタイムリーではない。

事務局：補足説明をすると、第18条はまちづくり提案について規定している。条例施行後、4件のまちづくり提案があり、そのうちの1件が危機管理に関するものである。この提案は、警察が持っている情報の周知と、犯罪を未然に防ぐために防犯カメラを設置してはどうかというものである。それに対して防犯カメラを設置することや犯罪情報をホームページに掲載するという手段を講じることで、一定の解決に至っている。そういった趣旨から「できている」という評価をしている。

防犯メールについては、この提案と関連性はあるものの、若干趣旨が異なる。

その他出席者：防犯メールについては、配信までの時間短縮のために配信手法を今年度から変更している。なお、事件発生、届出から情報発信まで、それなりに時間が必要であることは理解いただきたい。

市民委員：県警から検挙情報は発信しないのか。

その他出席者：検挙情報についても、三田市に関連するものは今年度から発信することになっている。

市民委員：資料3-② 4ページ「第14条 市民参加の環境整備」の評価欄の「各種補助金の整理統合」について、詳しく説明をいただきたい。

その他出席者：現在、まちづくり協議会に対してふるさと地域交付金を交付している一方で、ふれあい活動、健康活動、安全安心等の各分野の補助金も地域に交付している。包括的な地域づくりと合わせて補助金のあり方も整理を検討する必要がある。

市民委員：補助金の整理統合とあるが、地域にとって補助金がプラスになるのか、マイナスになるのか。

その他出席者：その件についても、地域自治のあり方を踏まえこれから検討していく。

市民委員：三田は区・自治会が、地縁組織として重要な役割を担っている。区・自治会とまちづくり協議会との関係性を懸念しているが、市はどう考えるのか。

その他出席者：区・自治会連合会とまちづくり協議会との関係、地域コミュニティのあり方についてはこれから検討を進めていく。

団体委員：まちづくり協議会と区・自治会との関係は地域によって様々であり、協働していくためには慎重に議論する必要がある。

市民委員：まちづくり協議会に対する活動支援は、区・自治会ともよく相談しながら進めて欲しい。

その他出席者：理解している。

学識委員：第14条で検証すべきことは、各団体への補助金が地域活動に縦割りを招いていることや、地域の事情によらず一律に補助金を交付しているという現状を打破し、地域の状況に合わせてメリハリをつけて補助金を使っていたために補助金の整理統合を進めるということと理解している。

団体委員：資料3-② 9ページ「第22条 協働提案」について、協働提案制度の創設と審査の仕組みを創った段階までの評価として「できている」としているのか。

その他出席者：評価については指摘のとおり。制度の運用については、今後の課題と認識している。

団体委員：従前の市民活動助成事業から協働提案制度に替わって、市民団体側も含めて制度の活用はまだこれからの状態である。また、公正かつ透明性を担保するために、提案団体に対

する不採用理由の説明などにも十分配慮する必要がある。

取り組みに対する評価は、制度はできたものの運用はこれから、ということが分かるように記載すべきだ。

学識委員：制度としてはできたけれども、行政も市民団体も未だ制度を上手く運用するところまでは至っていないという判断からすると、取り組みの評価は、「できている」よりも「概ねできている」に修正すべきと考える。

提案団体に対するフォローは平成 29 年 7 月 26 日午後に実施予定であり、対応されていると考える。

この条文からは外れるが、従前の市民活動助成制度を復活させることも、市民にとっては使いやすいのではないか。

その他出席者：制度の運用面での課題については、指摘を受け止める。

事務局：資料 3-②は市の検証の報告書であり、当委員会において訂正するものではない。この項目は「できている」となっているが「概ねできている」にするべきだ、といった意見をいただき、委員会の答申をまとめることをイメージしている。

委員長：委員からの発言をもとに、議事録や答申案をまとめていただきたい。

学識委員：制度は整っているが運用面で課題があるということは全般的に言える。資料 3-② 5 ページ「第 2 款 市政への市民参加」で言えば、附属機関の委員の顔ぶれは似かよっており、パブリックコメントはほとんど意見が出ないなど、積極的な市民参加は進んでいないように感じる。

その原因は、市民にとって分かりやすい情報提供、関心を呼ぶような情報提供が十分ではないのではないか。そういった観点からすると、第 15 条の評価は「できている」より「概ねできている」にすべきではないか。

委員長：委員の指摘は現在の社会全体に言えることである。市は制度の整備はできているとしているが、委員会としては、制度の中身を質的に充実させて欲しいということである。

学識委員：市の取り組みは評価できる。しかし、制度の質的担保と、参加者数の増加など量的な面での取り組みの両方が必要である。

市民委員：資料 3-② 8 ページ「第 20 条 地域コミュニティ」の評価について、ニュータウンの分譲・賃貸住宅の住民に対する自治会への加入促進に関して、開発事業者の協力が得られるように市からも働きかけて欲しい。

団体委員：全般的に各所管部署の目線で「できている」と評価されているが、市民の側から「できている」、「概ねできている」と評価されるだろうか、という観点で考えていただきたい。

委員長：この委員会が、市民の代行をして検証しているということである。

学識委員：資料 3-② 1 ページ「第 9 条 市民の情報発信と共有」について、区・自治会やまちづくり協議会は一生懸命に情報発信を進めているが、受け取る側の住民が情報を共有できているかという点はまだ課題が残っている。その点を運用上の課題に加える必要がある。

委員長：本日の会議はこれで終了する。

5 閉会

・次回は、8月24日（木）19時から開催する。